

野々市市第二次総合計画策定作業部会 公募委員募集要項

<p>1 趣 旨</p>	<p>野々市市第二次総合計画を策定するため、野々市市総合計画策定委員会設置要綱（平成28年野々市市告示第3号）第6条第1項の規定により、野々市市総合計画策定委員会の下部組織として、野々市市第二次総合計画策定作業部会を設置することとしています。</p> <p>野々市市第二次総合計画の策定にあたり市民の方々の意見を広く取り入れ、市民参画による計画の策定を推進するため、野々市市第二次総合計画策定作業部会の公募委員を募集します。</p>
<p>2 職務内容</p>	<p>作業部会に参加し、計画案の策定に携わっていただきます。 作業部会では、少人数のグループに分かれ、テーマごとに話し合います。</p> <p>【令和2年度】 計画の策定方針、まちの魅力や課題、各種調査結果について整理をした後、「将来都市像」について検討します。</p> <p>【令和3年度】 「将来都市像」を実現するための施策について検討します。</p>
<p>3 作業部会 開催回数等</p>	<p>①開催回数 【令和2年度】 令和2年10月から令和3年3月の間に全4回程度 【令和3年度】 令和3年4月から7月の間に全3回程度</p> <p>②開催場所 野々市市役所会議室等 (Web会議での開催も想定しています。 ノートパソコン等、Web会議に参加できる環境が整っていない方は、感染拡大防止策を講じた上で、野々市市役所内の会議室で分散して実施すること等を想定しています。)</p> <p>③開催時間 平日の昼間または夜（午後7時頃開始）に開催予定です。</p>
<p>4 募集人数</p>	<p>6名程度</p>
<p>5 任 期</p>	<p>委嘱の日から野々市市第二次総合計画策定に係る業務が完了する日まで。 令和2年10月から令和4年3月頃までを予定しています。</p>

<p>6 応募資格</p>	<p>まちづくりに関心があり、下記の全ての条件を満たす方とします。</p> <p>①市内に住所を有する方 ②令和2年10月1日現在で18歳以上の方 ③平日の昼間又は夜（午後7時頃開始）に開催する作業部会に参加できる方</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。</p> <p>ア：禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方 イ：日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方 ウ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員 エ：市議会議員、市の執行機関の委員又は市職員（会計年度任用職員を除く） オ：市総合計画審議会委員</p>
<p>7 提出書類</p>	<p>①応募申込書 ②作文（600～800字程度・様式自由） テーマ「10年後の野々市の姿とそのために私たちができること」 ※応募申込書及び作文の参考様式は、市ホームページ及び企画課（市役所2階、15番窓口）で配布</p>
<p>8 応募期間</p>	<p>令和2年8月3日（月）から8月31日（月）まで</p>
<p>9 提出方法</p>	<p>持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により提出してください。 ※持参の場合、土日祝日を除き午前9時から午後5時まで ※郵送の場合、8月31日（月）の消印有効</p>
<p>10 選考・選考結果の通知</p>	<p>野々市市総合計画策定委員会にて書類選考の上、応募者全員に書面で通知します。 応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。</p>
<p>11 応募先 問合せ先</p>	<p>野々市市企画振興部企画課 企画係 〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地 （市役所2階・15番窓口） 電話番号：076-227-6028 Eメール：kikaku@city.nonoichi.lg.jp</p>
<p>12 注意事項</p>	<p>提出書類に記載された個人情報は、部会員選考の範囲内で取り扱うこととし、他の目的には使用いたしません。 ただし、選考の結果、部会員として委嘱した場合は、市広報やホームページ等で氏名や年齢、性別を公表いたしますのであらかじめ御了承ください。</p>